



目 次

告 示	ページ
○県統計調査の実施（7件）（統計課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関に係る事業所の所在地の変更の届出（ 〃 ）	3
○種畜証明書の書換え交付の通報（畜産振興課）	3
○種畜証明書の返納の通報（ 〃 ）	3
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）（防災砂防課）	3
○道路の区域変更（3件）（道路課）	4
○都市計画事業の認可（公園下水道課）	4
公 告	
○平成25年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者（畜産振興課）	4
○土地改良区の役員の退任（農業基盤課）	5
○土地改良区の清算人の就職（ 〃 ）	5
○土地区画整理組合の就退任をした理事の氏名等の届出（都市計画課）	5

告 示

高知県告示第744号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成25年12月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
平成26年家畜頭羽数調査（乳用牛調査）
- 2 調査の目的
本県における家畜（乳用牛）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲

- (1) 地域
高知県全域
 - (2) 単位
戸
 - (3) 属性
乳用牛飼養農家
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
ア 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等）
イ 畜舎の構造、棟数及び面積
ウ 糞尿処理設備及び機械装備
エ 堆肥の生産量及び利用方法
オ 飼養管理方式
カ 搾乳方式
キ 県外からの導入状況
ク 頭数内訳
ケ 自給飼料関係
 - (2) その基準となる期日
平成26年2月1日現在
- 5 報告を求める者
- (1) 数
77戸
 - (2) 選定方法
全数
- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織
県が市町村担当者（調査員）を経由して報告を求める。
 - (2) 調査方法
調査員調査
- 7 報告を求める期間
平成26年1月上旬から同年2月21日まで

高知県告示第745号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成25年12月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
平成26年家畜頭羽数調査（肉用牛調査）
- 2 調査の目的
本県における家畜（肉用牛）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
高知県全域
 - (2) 単位

- 戸
 - (3) 属性
肉用牛飼養農家
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
- (1) 報告を求める事項
ア 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等）
イ 畜舎の構造、棟数及び面積
ウ 糞尿処理設備及び機械装備
エ 堆肥の生産量及び利用方法
オ 経営形態
カ 飼養管理方式
キ 県外からの導入状況
ク 頭数内訳
ケ 自給飼料関係
 - (2) その基準となる期日
平成26年2月1日現在
- 5 報告を求める者
- (1) 数
209戸
 - (2) 選定方法
全数
- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織
県が市町村担当者（調査員）を経由して報告を求める。
 - (2) 調査方法
調査員調査
- 7 報告を求める期間
平成26年1月上旬から同年2月21日まで

高知県告示第746号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成25年12月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
平成26年家畜頭羽数調査（豚調査）
- 2 調査の目的
本県における家畜（豚）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
高知県全域
 - (2) 単位
戸
 - (3) 属性
豚飼養農家

<p>4 報告を求める事項及びその基準となる期日</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>ア 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等）</p> <p>イ 畜舎の構造、棟数及び面積</p> <p>ウ 糞尿処理設備及び機械装備</p> <p>エ 堆肥の生産量及び利用方法</p> <p>オ 経営形態</p> <p>カ 県外からの導入状況</p> <p>キ 頭数内訳</p> <p>(2) その基準となる期日 平成26年2月1日現在</p> <p>5 報告を求める者</p> <p>(1) 数 19戸</p> <p>(2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が市町村担当者（調査員）を経由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 調査員調査</p> <p>7 報告を求める期間 平成26年1月上旬から同年2月21日まで</p> <p>高知県告示第747号 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 平成25年12月24日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称 平成26年家畜頭羽数調査（鶏調査）</p> <p>2 調査の目的 本県における家畜（鶏）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域 高知県全域</p> <p>(2) 単位 戸</p> <p>(3) 属性 鶏飼養農家</p> <p>4 報告を求める事項及びその基準となる期日</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>ア 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等）</p> <p>イ 畜舎の構造、棟数及び面積</p> <p>ウ 糞尿処理設備及び機械装備</p>	<p>エ 堆肥の生産量及び利用方法</p> <p>カ 飼養管理方式</p> <p>キ 鶏舎形態</p> <p>ク ヒナの県外からの導入状況</p> <p>ケ 羽数内訳</p> <p>(2) その基準となる期日 平成26年2月1日現在</p> <p>5 報告を求める者</p> <p>(1) 数 153戸</p> <p>(2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が市町村担当者（調査員）を経由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 調査員調査</p> <p>7 報告を求める期間 平成26年1月上旬から同年2月21日まで</p> <p>高知県告示第748号 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 平成25年12月24日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称 平成26年家畜頭羽数調査（馬調査）</p> <p>2 調査の目的 本県における家畜（馬）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域 高知県全域</p> <p>(2) 単位 戸</p> <p>(3) 属性 馬飼養農家</p> <p>4 報告を求める事項及びその基準となる期日</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>ア 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等）</p> <p>イ 施設の構造、棟数及び面積</p> <p>ウ 飼育目的</p> <p>ケ 頭数内訳</p> <p>(2) 基準となる期日 平成26年2月1日現在</p> <p>5 報告を求める者</p>	<p>(1) 数 5戸</p> <p>(2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が市町村担当者（調査員）を経由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 調査員調査</p> <p>7 報告を求める期間 平成26年1月上旬から同年2月21日まで</p> <p>高知県告示第749号 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 平成25年12月24日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称 平成26年家畜頭羽数調査（めん羊・山羊調査）</p> <p>2 調査の目的 本県における家畜（めん羊・山羊）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域 高知県全域</p> <p>(2) 単位 戸</p> <p>(3) 属性 めん羊・山羊飼養農家</p> <p>4 報告を求める事項及びその基準となる期日</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>ア 飼養者の属性に関する事項（氏名、年齢、住所等）</p> <p>イ 飼育目的</p> <p>ウ 品種別飼養頭数</p> <p>(2) 基準となる期日 平成26年2月1日現在</p> <p>5 報告を求める者</p> <p>(1) 数 3戸</p> <p>(2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が市町村担当者（調査員）を経由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 調査員調査</p>
--	--	---

7 報告を求める期間
平成26年1月上旬から同年2月21日まで

高知県告示第750号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成25年12月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
平成26年家畜頭羽数調査（その他の家畜調査）
- 2 調査の目的
本県における家畜（その他の家畜）の飼養状況について実態調査を行い、畜産振興の基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲

- (1) 地域
高知県全域
- (2) 単位
戸
- (3) 属性
その他の家畜飼養農家

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

- (1) 報告を求める事項
ア 種類
イ 戸数
ウ 頭羽数
エ 主な品種

(2) その基準となる期日
平成26年2月1日現在

5 報告を求める者

- (1) 数
21戸
- (2) 選定方法
全数

6 報告を求めるために用いる方法

- (1) 調査組織
県が市町村担当者（調査員）を経由して報告を求める。
- (2) 調査方法
調査員調査

7 報告を求める期間
平成26年1月上旬から同年2月21日まで

高知県告示第751号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成25年12月24日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日
有限会社サンフ 土佐清水市越前町5番23号2 平25・12・16
アーマシーみな
みかぜ薬局

高知県告示第752号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成25年12月24日

高知県知事 尾崎 正直

区分	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日
変更前	有限会社四国総合介護システム	土佐市家俊字垣添1083	有限会社四国総合介護システム	平成25年10月15日
変更後	土佐市高岡町入浴事業所	土佐市高岡町乙3234-1	土佐市高岡町乙3234-1	
変更前	ヘルパーステーションすまいる	土佐市家俊1081-1	〃	〃
変更後		土佐市高岡町乙3234-1		

高知県告示第753号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年12月24日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
11260983447	種畜の名前	秀正	秀義

秀正（全和褐229） 牛 褐毛和種	の変更		
-------------------------	-----	--	--

高知県告示第754号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の返納があった旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年12月24日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号等	飼養者の住所及び氏名	返納の理由
11240309397 百合伯（全和褐215） 牛 褐毛和種	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場	死亡のため
11186527091 南雪（全和褐225） 牛 褐毛和種	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場	死亡のため

高知県告示第755号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県安芸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年12月24日

高知県知事 尾崎 正直

安芸市エゲ谷

- (1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	安芸市井ノ口字塩ノ木	乙2519-7
2	〃 〃 字畝端	乙3866-1
3	〃 〃 〃	乙3869-1
4	〃 〃 字エケ谷	乙2793-1

5	〃	〃	〃	乙2783-1
6	〃	〃	〃	乙2785-1

(2) 区域

標柱1から6までを順次に直線で結んだ線及び標柱6と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。ただし、昭和40年1月建設省告示第83号で指定した曲谷川砂防指定地を除く。

高知県告示第756号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年12月24日

高知県知事 尾崎 正直

宿毛市田ノ浦

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	宿毛市小筑紫町田ノ浦字濱田	561-1地先
2	〃 〃 〃 字大久保山	1260-1
3	〃 〃 〃 〃	1263-1
4	〃 〃 〃 字六地藏	591-3
5	〃 〃 〃 字濱田	559-1地先

(2) 区域

標柱1から5までを順次に直線で結んだ線及び標柱5と1を市道田ノ浦都賀ノ川線に沿って結んだ線により囲まれた土地の区域内とする。

高知県告示第757号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年12月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡安田町与床字前島462番1から安芸郡安田町与床字本田島427番1まで	前	5.8 }	340
	後	12.0 }	
	後	8.8 }	340
		22.2 }	

高知県告示第758号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年12月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中平橋原
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡檮原町初瀬本村600番から高岡郡檮原町初瀬本村593番まで	前	A	5.6 }
			20.6 }
高岡郡檮原町初瀬本村641番1から高岡郡檮原町初瀬本村593番まで	B		8.5 }
			28.9 }
高岡郡檮原町初瀬本村641番1から高岡郡檮原町初瀬本村593番まで	後		8.5 }
			28.9 }

高知県告示第759号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年12月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒岩東浜
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市僧津字神楽田239番2から安芸市僧津字神楽田239番1まで	前	4.0 }	67
		4.3 }	
	後	5.6 }	67

高知県告示第760号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年12月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称
宿毛市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宿毛都市計画公園事業（5・5・1号宿毛市総合運動公園）
- 3 事業施行期間
平成25年12月24日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
なし
(2) 使用の部分
なし

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する平成25年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者を平成25年12月9日付けで次のとおり決定したので、高知県家畜人工授精等講習会規程（昭和25年11月高知県告示第521号）第9条

の規定により公告する。
平成25年12月24日

高知県知事 尾崎 正直

受講者番号

1 2 3 4 5 6 7

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、土佐山田町六反田土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成25年12月24日

高知県知事 尾崎 正直

| 役名 | 氏名    | 住 所             |
|----|-------|-----------------|
| 理事 | 濱田 順一 | 香美市土佐山田町宮ノ口 516 |
| 〃  | 大岸 昌平 | 〃 〃 671-1       |
| 〃  | 松岡 政博 | 〃 〃 528         |
| 〃  | 大岸 信夫 | 〃 〃 642-1       |
| 〃  | 大岸 晃  | 〃 〃 1247        |
| 〃  | 大岸 正明 | 〃 〃 639-1       |
| 〃  | 大岸 保  | 〃 〃 567         |

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、土佐山田町六反田土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成25年12月24日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住 所
濱田 順一	香美市土佐山田町宮ノ口 516
大岸 昌平	〃 〃 671-1
松岡 政博	〃 〃 528
大岸 信夫	〃 〃 642-1
大岸 晃	〃 〃 1247
大岸 正明	〃 〃 639-1
大岸 保	〃 〃 567

~~~~~  
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により清水第三土地区画整理組合から次のとおり退任及び就任をした理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成25年12月24日

高知県知事 尾崎 正直

| 氏名   | 住 所 |
|------|-----|
| (退任) |     |

|               |               |
|---------------|---------------|
| 杉村 章生<br>(就任) | 土佐清水市緑ヶ丘19番9号 |
| 泥谷 光信         | 土佐清水市下川口954   |